

第2次明日の小金井教育プラン

(平成28年度～平成32年度)

～学校教育の未来のために～

小金井の学校教育の一層の充実を目指して

小金井市では現在、どの学校でも児童・生徒が落ち着いた校風の中で伸び伸びと授業や行事や部活動などに取り組んでいます。授業では学習活動に集中し、国や東京都の学力・学習状況調査では平均正答率を上回る好成績を収めています。運動会や学習発表会や卒業式等の学校行事では、一人一人が個性を発揮しながら、協力・団結して創造的な活動に取り組み、児童・生徒が大きな達成感を味わうとともに、参観した保護者や地域の方に大きな感動をもたらしています。また中学校の部活動では吹奏楽部等の文化部や様々な運動部が諸大会で優秀な成績を残しています。さらにボランティア活動への参加意欲も高く、ウォーキングフェスタ東京、青少年のための科学の祭典、薬物乱用防止の啓発活動、玉川上水落ち葉回収作戦等で多くの生徒が社会貢献活動を行っています。

このような状況が実現しているのは「家庭」「学校」「地域」の三者がそれぞれの役割をしっかりと果たすとともに相互の信頼感に基づいて連携を深めているからです。具体的に述べれば、家庭では深い愛情に基づいた子育てが行われていること、地域では多くの方が健全育成活動やスポーツ指導等を通して子供たちの成長を見守っていること、学校では、校長先生を先頭に教職員が熱心に教育指導に取り組むとともに、地域の人々や近隣の大学等の学生が積極的に学校に入って教育活動を支援していることなどです。

小金井公園と野川に代表される豊かな自然環境と大学等が多く設置されている文化環境の中で「家庭」「学校」「地域」の三者の歯車がうまくかみ合っただけで熱心な教育が行われ、児童・生徒が伸び伸びと育っている現在の状況こそ、まさに「小金井らしさ」という言葉にふさわしいものといえましょう。

それでは現状で十分満足なのかと問われれば決してそうではありません。例えば、いじめや不登校の数値は国や東京都より低いとはいえ、解決へ向けての対応は依然として本市の学校における重要課題です。特別な教育的ニーズがある児童・生徒を支援する教育環境も一層充実させる必要があります。一人一人の習熟度に応じた学習支援や補充指導のさらなる推進も求められています。すべての児童・生徒の自己有用感や肯定感を向上させることも重要課題です。「アクティブラーニング」「ICT」などの言葉に象徴されるような時代の要請する新しい教育課題にも対応していく必要があります。

本プランは教育基本法第17条第2項に基づいて小金井市の学校教育の充実と振興を図るために今後5年間の中期計画を策定したものです。第2次にあたる本プランの策定にあたっては、確実な具現化を果たすために、施策の項目を整理するとともに到達の手段や成果を評価する視点を具体的に示しました。今後教育委員会では家庭・地域・関係機関等との連携を深めながら、学校教育の一層の充実と発展を目指して本プランの実現に向けて努力してまいります。なお策定にあたっては、校長先生を初めとする学校の代表者からは建設的なご提言を沢山いただいたことに心から感謝申し上げます。

小金井市教育委員会教育長
山本修司

■ □ 目次 □ ■

第Ⅰ章 プラン策定の基本的な考え方

(1) プラン策定の経緯	p2
(2) プランの位置づけ	p2
(3) プランの計画期間	p3
(4) プランの進行管理	p3

第Ⅱ章 プランの計画構成

(1) 体系について	p6
(2) 視点・取組・重点施策について	p6
(3) 重点施策の年度別計画の表記について	p6
(4) プラン体系図	p7

第Ⅲ章 重点施策の推進

(1) 教員の授業力向上	p10
(2) 学校における個別学習支援の充実	p11
(3) 家庭学習の充実	p12
(4) 情報教育の充実・教育の情報化	p13
(5) 人権教育の充実	p14
(6) 豊かな心の育成	p15
(7) 教育相談の充実	p16
(8) 社会貢献精神の育成	p17
(9) ふるさと教育の推進	p18
(10) 食育の推進	p19
(11) 児童・生徒の体力向上	p20
(12) 心のバリアフリー事業の推進	p21
(13) 特別支援教育の充実	p22
(14) 学校地域連携の推進	p23
(15) ICT機器の整備	p24
(16) 学校施設整備の推進	p25

第Ⅳ章 参考資料

(1) 小金井市教育委員会の教育目標	p28
(2) 小金井市教育委員会の基本方針	p29
(3) プラン策定経過	p30
(4) 小金井市教育プラン検討会議設置要綱	p31
(5) 小金井市教育プラン検討会議委員名簿	p32
(6) パブリックコメント実施概要	p33

第 I 章 プラン策定の基本的な考え方

- (1) プラン策定の経緯
- (2) プランの位置づけ
- (3) プランの計画期間
- (4) プランの進行管理

(1) プラン策定の経緯

小金井市教育委員会では、学校教育を取り巻く環境の変化、目まぐるしく変わる社会経済情勢に対応するため、平成 18 年に改正された教育基本法を踏まえ、小金井市の学校教育の質を更に高め、推進していく計画として「明日の小金井教育プラン」を平成 23 年 3 月に策定（計画期間：平成 23 年度～27 年度）し、その推進に努めてまいりました。

計画期間が終了となることに伴い、これまでの計画の成果と課題について、毎年度実施している小金井市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検評価」という。）の結果を踏まえて検証を行った上で、今後の小金井市の学校教育において重点的に取組を進めるための計画として、第 2 次明日の小金井教育プランを策定いたしました。

(2) プランの位置づけ

本プランは、小金井市教育委員会が掲げる教育目標・基本方針の実現に向けて取り組む中期的な実施計画と位置づけるものです。

小金井市教育委員会が毎年策定している教育施策については、取組を進めるための短期的な実施計画と位置づけます。

プランの対象は小金井市の学校教育分野に限定し、生涯学習分野については個別の計画が策定されていることから、本プランの対象としません。

教育目標・基本方針・プラン・教育施策の関係

基本理念	小金井市教育委員会の教育目標
基本方針	小金井市教育委員会の基本方針
中期 実施計画	第 2 次明日の小金井教育プラン
短期 実施計画	毎年度の教育施策

(3) プランの計画期間

平成 28 年度を初年度とする 5 年間（平成 28 年度～平成 32 年度）を計画とします。

ただし、計画にとらわれず早期の実施が有益な場合は、可能な限り早期の実施に努めます。

(4) プランの進行管理

本プランについては、毎年度実施している点検評価において、毎年度、進行管理を行います。

その結果については、毎年度公開することとし、情報公開の推進と説明責任を果たしていきます。

第Ⅱ章 プランの計画構成

- (1) 体系について
- (2) 視点・取組・重点施策について
- (3) 重点施策の年度別計画の表記について
- (4) プラン体系図

(1) 体系について

本プランの体系については、以前のプランの体系である視点・取組・重点施策という体系を尊重することとし、その体系について継続します。

その上で、点検評価にて有識者からいただいた指摘などを踏まえて、今後5年間の計画期間の中で重点的に取組を進めていくプランとするため、視点・取組・重点施策の内容については、以前のプランから見直しを行いました。

(2) 視点・取組・重点施策について

以前のプランでは3つの視点（「小金井らしさの醸成」「知育・徳育・体育の推進」「教育環境の整備」）で構成されていましたが、本プランでは「小金井らしさの醸成」という視点を他の2つの視点の根底にある基本的な視点として位置づけ、取組と重点施策を「知育・徳育・体育の推進」と「教育環境の整備」の2つの視点の下に位置づける整理をしました。

更に、以前のプランでは3つの視点の下に17の取組と38の重点施策を位置づけていましたが、本プランではこれからの5年間に特に重点的に取り組んでいく【取組と施策】を明示するという考えの下、以前のプランの取組と施策を尊重した上で、8つの取組として新たに整理し、その取組を推進するための16の重点施策を設定しました。

(3) 重点施策の年度別計画の表記について

下表のように表記を行います。また取組内容に応じて、個別の表記（下表以外）も行います。

検討	実施に向けて、調査研究や制度設計等を行います。
実施	具体的な事業・取組を開始します。
継続	具体的な事業・取組を継続して実施し、毎年度の点検評価で検証し、改善していきます。

(4) プラン体系図

			視点	取組	重点施策	主担当	
小金井市教育委員会の教育目標	小金井市教育委員会の基本方針	第2次明日の小金井教育プラン（H28～H32） 基本方針1・2・3	1 知育・徳育・体育の推進 基本視点 小金井らしさの醸成	1 学力の向上	1 教員の授業力向上	指導室	
					2 学校における個別学習支援の充実	指導室	
					3 家庭学習の充実	指導室	
					4 情報教育の充実・教育の情報化	指導室	
				2 心の教育	5 人権教育の充実	指導室	
					6 豊かな心の育成	指導室	
					7 教育相談の充実	指導室	
					8 社会貢献精神の育成	指導室	
					9 ふるさと教育の推進	指導室	
				3 健康教育	10 食育の推進	学務課	
					11 児童・生徒の体力向上	指導室	
				4 福祉教育	12 心のバリアフリー事業の推進	指導室	
				5 特別支援教育	13 特別支援教育の充実	指導室	
				2 教育環境の整備	6 地域連携	14 学校地域連携の推進	指導室
					7 ICT環境の整備	15 ICT機器の整備	学務課
			8 学校施設		16 学校施設整備の推進	庶務課	

第三章 重点施策の推進

- (1) 教員の授業力向上
- (2) 学校における個別学習支援の充実
- (3) 家庭学習の充実
- (4) 情報教育の充実・教育の情報化
- (5) 人権教育の充実
- (6) 豊かな心の育成
- (7) 教育相談の充実
- (8) 社会貢献精神の育成
- (9) ふるさと教育の推進
- (10) 食育の推進
- (11) 児童・生徒の体力向上
- (12) 心のバリアフリー事業の推進
- (13) 特別支援教育の充実
- (14) 学校地域連携の推進
- (15) ICT機器の整備
- (16) 学校施設整備の推進

(1) 教員の授業力向上【重点施策 1-1 担当：指導室】

児童・生徒が個性と能力を伸ばし、変化の激しいこれからの社会を生きていくための基盤として、「確かな学力」を育成することが必要です。

そのために、学校教育の大前提である児童・生徒理解に基づき、学ぶ意欲や知的好奇心を高め、基礎的・基本的な知識・技能とこれらを活用するために必要な思考力・判断力・表現力等を身に付けることができるよう、教員の授業力の向上を図ります。

<到達目標>

- ・ 授業力の向上に関する教員研修の充実
- ・ 学校における校内研究の充実
- ・ 「開かれた学校の推進」

<到達手段>

- ① 全教員による講師を招いた授業研究の実施
- ② 学校における校内研究等の実施
- ③ 授業力向上に関する教員研修の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ 全国学力・学習状況調査
- ・ 研究指定校の成果普及
- ・ 授業力を向上させる教員研修の実施状況

【授業力とは】

小金井市教育委員会では、東京都教育委員会が示す授業力を参考に、教員の授業力を次のように定めています。

- ・ 児童・生徒の興味、関心を引き出し、学習意欲を高める力
- ・ 児童・生徒に分かりやすい授業を行う力
- ・ 児童・生徒を認め、励ます力

※ 東京都教育委員会が示す授業力

教員の資質・能力のうち特に実際の授業の場面において具体的に発揮されるものを「授業力」ととらえ、その構成要素を次の6つに整理したもの

- ・ 使命感、熱意、感性
- ・ 児童・生徒理解
- ・ 統率力
- ・ 指導技術（授業展開）
- ・ 教材解釈、教材開発
- ・ 「指導と評価の計画」の作成・改善

(2) 学校における個別学習支援の充実【重点施策 1-2 担当：指導室】

児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学校や児童・生徒の実態に応じ、個別指導や繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導などに取り組むことが必要です。

そのために、補充的な学習を取り入れ、学校における個別学習支援の充実を図ります。

<到達目標>

- ・ 子供たちの基礎的・基本的な学習内容の習得
- ・ 地域、学生ボランティア等との連携した補充的な学習の推進
- ・ 個別学習支援のための機会・人員の確保

<到達手段>

- ① 東京学芸大学との連携事業による学習支援の実施
- ② 地域及び学生ボランティア等の人数拡大
- ③ 放課後及び夏季休業日等における補充的な学習の実施
- ④ 個別指導による授業の振り返りの実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	検討
②	実施	継続	→	→	→
③	検討	実施	継続	→	→
④	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 東京学芸大学との連携事業による学習支援の実施状況
- ・ 地域及び学生ボランティアの実施状況
- ・ 放課後及び夏季休業日等における補充的な学習の実施状況
- ・ 全国学力・学習状況調査

【補充的な学習とは】

子供の理解や習熟の状況等に応じ、学習指導要領に示す基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るために行う学習

【東京学芸大学との連携事業とは】

小金井市と国立大学法人東京学芸大学の協定に基づき、小金井市の子供たちが等しく能力を伸ばす学習の保障を図るための学習支援について行っている協働研究のこと。平成31年度までにすべての小金井市立小・中学校が連携協力校に指定される予定

※ 年度別計画における①の継続の意味

前年度の研究成果を活かして、発展的に研究を継続していく。

(3) 家庭学習の充実【重点施策 1-3 担当：指導室】

家庭は、子供の学習に対する興味・関心を高めたり、学習習慣を身に付けたりするなど重要な役割をもっており、教育の原点ともいえます。

そこで、家庭学習に関する啓発活動や学校と家庭の連携を強化し、家庭学習の充実を図ります。

また、保護者の方への支援情報の提供等を積極的に進めます。

<到達目標>

- ・ 宿題や予習・復習など、学習課題の提供
- ・ 学校と家庭の連携の推進
- ・ 家庭学習に関する支援情報の提供

<到達手段>

- ① 宿題や予習・復習などの学習課題についての検討・実施
- ② 保護者を対象にした講演会の実施
- ③ 家庭学習のしおりの検討・作成・配布

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	実施	継続	→	→
②	検討	実施	継続	→	→
③	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 全国学力・学習状況調査
- ・ 保護者対象の講演会の実施状況
- ・ 家庭学習のしおりの検討・作成・配布状況

(4) 情報教育の充実・教育の情報化【重点施策 1-4 担当：指導室】

情報化社会の急速な進歩に伴い、子供たちを取り巻く環境も大きく変化しています。数多い情報の中から適切な情報を選択する能力を養うため、情報リテラシー及び情報モラル教育の充実を図るとともに、情報化社会に適応する能力を培うことを視野に入れた、ICT（情報通信技術）機器を活用した授業を実施し、情報教育の充実・教育の情報化を図ります。

<到達目標>

- ・ 情報リテラシー及び情報モラル教育の充実
- ・ ICTを活用した授業改善
- ・ 児童・生徒のICT機器活用能力の向上

<到達手段>

- ① 情報リテラシー及び情報モラル教育の実施
- ② 情報教育推進委員会等による教員研修の実施
- ③ ICTを活用した授業改善の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	実施	継続	→	→
②	検討	実施	継続	→	→
③	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 情報リテラシー及び情報モラル教育に関わる実施状況
- ・ 学校における教育の情報化の実態等に関する調査
- ・ 情報教育推進委員会による実態把握

【情報リテラシー教育とは】

情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質を身に付けさせる教育

【情報モラル教育とは】

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を情報モラルと定め、各教科の指導の中で身に付けさせる教育

(5) 人権教育の充実【重点施策 2-5 担当：指導室】

全ての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが重要です。

教職員による的確な児童・生徒理解の基、一人一人を大切にする組織的・計画的な人権教育の充実を図ります。

また、児童・生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、児童・生徒の人権感覚や人権意識を高める人権教育の充実を図ります。

<到達目標>

- ・ 児童・生徒の人権教育の充実
- ・ 教職員の人権感覚の向上

<到達手段>

- ① 学校の全教育活動を通じた計画的な人権教育の実施
- ② 「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知
- ③ 人権教育に係る教職員研修の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ 全国学力・学習状況調査
- ・ 「小金井市子どもの権利に関する条例」の周知状況
- ・ 人権教育に係る教職員研修の実施状況

【小金井市子どもの権利に関する条例】

子どもの権利を保障し、子どもの健やかな成長を目指し、平成21年3月12日に小金井市で制定した条例

(6) 豊かな心の育成【重点施策 2-6 担当：指導室】

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、豊かな人間性と社会性を育むために、児童・生徒の豊かな心の育成に取り組みます。

＜到達目標＞

- ・ 学校における全教育活動を通じた豊かな心の醸成、自己肯定感の向上
- ・ 学校・保護者・地域連携による道徳教育の充実

＜到達手段＞

- ① 児童会、生徒会等による主体的活動の実施
- ② 学校における体験活動の実施
- ③ 学校・保護者・地域が連携した道徳教育の実施

＜年度別計画＞

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	実施	継続	→	→	→

＜成果指標＞

- ・ 児童会・生徒会等における特別活動の実施状況
- ・ 学校における体験活動の実施状況
- ・ 道徳教育推進状況調査

【自己肯定感とは】

自分に対する評価を行う際に、自分のよさを肯定的に認める感情

(7) 教育相談の充実【重点施策 2-7 担当：指導室】

いじめや不登校等、児童・生徒が抱える多様化、複雑化した課題の解決に向け、教員の資質向上を図り、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携した組織的な教育相談体制の更なる充実を図り、学校の教育相談機能を向上させます。

また、相談内容によっては迅速に専門機関と連携を深めることで、教育相談の充実を図ります。

<到達目標>

- ・ 学校の教育相談機能の向上
- ・ 専門機関との連携の充実
- ・ 個に寄り添った相談体制の充実

<到達手段>

- ① いじめ、不登校等に対する組織的な教育相談の実施
- ② 専門機関と連携した教育相談の実施
- ③ 教育相談等に係る教員研修の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ いじめ、不登校等に対する組織的な教育相談の実施状況
- ・ 専門機関と連携した教育相談の実施状況
- ・ 教育相談に係る教員研修の参加人数

【スクールカウンセラーとは】

不登校を始めとする児童・生徒の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応等のために、児童・生徒の悩みや不安を受け止めて相談に当り、関係機関と連携して必要な支援をする専門家

【スクールソーシャルワーカーとは】

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童・生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童・生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

(8) 社会貢献精神の育成【重点施策 2-8 担当：指導室】

児童・生徒が思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする意欲や態度を育むために、地域・ボランティア活動への参加の推奨や、職場体験学習の充実により、職業観や勤労観等、将来のビジョン等を意識するきっかけづくりを行い、社会貢献精神の育成に取り組みます。

＜到達目標＞

- ・ 地域・ボランティア活動に対する関心・意欲の向上
- ・ 地域・ボランティア活動の推進
- ・ 職場体験学習の充実

＜到達手段＞

- ① 地域・ボランティア活動への啓発
- ② 意図的、計画的なキャリア教育の実施

＜年度別計画＞

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→

＜成果指標＞

- ・ 全国学力・学習状況調査
- ・ 地域・ボランティア活動に参加した人数
- ・ 職場体験協力事業所の数

(9) ふるさと教育の推進【重点施策 2-9 担当：指導室】

グローバル社会が進展する中、国際感覚を身に付けさせ、世界で活躍する日本人の育成が求められております。

そのために、異文化理解の定着を図るとともに、併せて、その日本文化・伝統の理解や継承が求められています。その根底にあるのが郷土愛です。

ふるさとへの愛着や誇りの醸成、地域に貢献しようとする意欲の向上のために、小金井に由来する人物、風土、環境等をテーマにした学習活動を実施することにより、郷土に関する理解や、郷土愛の心を育てる「ふるさと教育」を推進します。

<到達目標>

- ・ 学びを通じた郷土に対する理解や郷土愛の醸成
- ・ 地域住民との係わり合いの充実

<到達手段>

- ① 郷土に対する理解や郷土愛に関する学びの実施
- ② 教員及び児童・生徒の地域行事への参加

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	実施	継続	→	→
②	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 郷土理解や郷土愛に関する学習の実施状況
- ・ 全国学力・学習状況調査

【ふるさと教育とは】

児童・生徒の郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、そこで得た感動体験を重視することによって、ふるさとのよさの発見やふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲を喚起する教育

(10) 食育の推進【重点施策 3-10 担当：学務課】

子供の食生活は、心身の成長や健康の維持増進の上で重要であることから、学校、家庭、地域が連携し、次世代を担う子供の望ましい食生活の形成に努める必要があります。

食育の普及・促進のため、給食に特色ある献立を提供することや、リーフレットを作成し、保護者へ配布することにより、家庭における食生活の大切さの理解の向上を図ります。

<到達目標>

- ・ 食育リーダーによる食育に関する指導方法の研究
- ・ 家庭における食生活の大切さの理解を向上させる。また、食に関するリーフレットを平成32年度の配布に向けて改定する。
- ・ 特色ある献立の充実

<到達手段>

- ① 食育リーダー会議の開催（年2回程度）
- ② 食に関するリーフレットの作成・配布・改定
- ③ 特色ある献立の定期的な提供

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	継続	→	→	→	→
②	継続	→	→	検討	実施
③	継続	→	→	→	→

<成果指標>

- ・ 食育リーダー会議の回数
- ・ 食に関するリーフレットの配布部数
- ・ 特色ある献立の実施状況

【食育リーダーとは】

食に関する指導の全体計画の作成や授業構築の際の助言、家庭や地域、関係機関との連携におけるコーディネーター機能を担う。各学校の栄養士、養護教諭、家庭科教諭等が選任されている。

(1) 児童・生徒の体力向上【重点施策 3-11 担当：指導室】

児童・生徒の健やかな体を育てることができるよう、平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに伴うオリンピック・パラリンピック教育推進校の取組や体育授業の改善に取り組めます。そして、児童・生徒の運動やスポーツへの興味、関心や基礎体力、運動技能を高め体力向上を図ります。

<到達目標>

- ・ 運動、スポーツに対する興味・関心を高める学びの充実
- ・ 基礎体力や運動技能を高める体育授業の改善

<到達手段>

- ① オリンピック・パラリンピックに関連した体験や活動等を重視した教育の実施
- ② 基礎体力や運動技能を高める体育授業の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ オリンピック・パラリンピック教育推進校の実施状況
- ・ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査

【オリンピック・パラリンピック教育推進校とは】

2020年東京大会開催を踏まえ、幼児・児童・生徒が、スポーツにより心身の調和的な発達を遂げ、オリンピック・パラリンピックの歴史・意義や国際親善などその果たす役割を正しく理解し、我が国と世界の国々の歴史・文化・習慣などを学び交流することを通して国際理解を深め、進んで平和な社会の実現に貢献することができるように研究指定された学校

平成28年度は東京都公立小中学校の全てがオリンピック・パラリンピック教育推進校として指定された。

(12) 心のバリアフリー事業の推進【重点施策 4-12 担当：指導室】

誰もが相互に多様な個性を尊重し、皆が協力して手助けができる社会の実現に向け、障害のある方との交流や福祉体験活動を通じて障害に対する理解教育を行い、互いに思いやる心の醸成を図る心のバリアフリー事業を推進します。

<到達目標>

- ・ 障害等に対する理解の向上
- ・ 互いに思いやる心の育成

<到達手段>

- ① 福祉体験活動の実施
- ② 障害のある方との交流活動の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	実施	継続	→	→
②	検討	実施	継続	→	→

<成果指標>

- ・ 福祉体験活動の実施状況
- ・ 障害のある方との交流活動の実施状況

(13) 特別支援教育の充実【重点施策 5-13 担当：指導室】

障害のある児童・生徒の一人一人の能力を最大限に伸長するため、多様な教育活動を展開することが必要です。

そのために、特別な教育的ニーズがある児童・生徒の支援に向け、教員の特別支援教育に対する理解を深めるとともに、児童・生徒の支援の更なる充実や特別支援教室等による効果的な教育活動に努め、特別支援教育の充実に図ります。

<到達目標>

- ・ 特別支援教育に対する教員研修の充実
- ・ 特別な教育ニーズがある児童・生徒の支援の充実
- ・ 特別支援教室等の設置による学びの充実

<到達手段>

- ① 職層、職種別の教員研修の実施
- ② 特別な教育ニーズがある児童・生徒に対する人的支援の実施
- ③ 特別支援教室等を利用した学習の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	→
②	実施	継続	→	→	→
③	検討	→	実施	継続	→

<成果指標>

- ・ 特別支援教育研修会等における実施状況
- ・ 人的支援の実施状況
- ・ 特別支援教室等を利用した学習の実施状況

【特別支援教室とは】

平成22年11月に作成した東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、平成30年度までに都内全ての公立小学校に特別支援教室を設置し、教員が巡回して発達障害教育を実施する教室
 ※ 年度別計画における③の検討の意味

平成30年度実施に向けて、2年間で包括的に検討を行う。

(14) 学校地域連携の推進【重点施策 6-14 担当：指導室】

小金井市の特長である地域の高い教育力や複数の大学等が近隣に設置されているなどの恵まれた教育環境を生かし、これまで以上に文化・教育及び学術の振興・発展等を図るために学校地域連携を推進します。

<到達目標>

- ・ 近隣大学、研究所及び高度教育機関等との連携の推進
- ・ 地域連携推進事業の促進
- ・ 地域協力団体との連携

<到達手段>

- ① 近隣大学、研究所及び高度教育機関等との連携事業の実施
- ② 学校と地域の連携事業の実施

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	実施	継続	→	→	検討
②	実施	継続	→	→	→

<成果指標>

- ・ 大学、研究所及び高度教育機関等との連携の実施状況・実施校数
- ・ 学校、地域の連携事業の実施状況・実施校数

【近隣大学、研究所及び高度教育機関等とは】

小金井市及び小金井市の隣接市に設置された大学、専門学校及び研究機関
 (亜細亜大学、国際基督教大学、情報通信研究機構、専門学校社会医学技術学院、東京学芸大学、東京経済大学、東京工学院専門学校、東京農工大学、法政大学、武蔵野大学 等 50音順)

(15) ICT機器の整備【重点施策 7-15 担当：学務課】

学習環境の向上及び情報化への対応を推進するため、教育用ICT機器の整備が必要であり、機器の配備を継続的に実施することにより、充実したICT環境の下で学習する機会を提供します。

また、効率的な校務処理とその結果生み出される教育活動の更なる質の向上を図るため、校務用ICT機器の整備を図ります。

<到達目標>

- ・ ICT環境を活用した授業改善のため、教育用ICT機器の整備
- ・ 校務能率の向上に向けた、ICT機器の整備及び推進

<到達手段>

- ① 教育用ICT機器の整備
- ② 校務用ICT機器の整備

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 37台/校 ・ 中学校 60台/校 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 50台/校 ・ 中学校 60台/校 	継続	→	→
②	継続	→	→	→	→

<成果指標>

- ・ 学校の教育用コンピュータ1校当たりの台数
- ・ 学校の教職員の校務用ICT環境の体制の充実

(16) 学校施設整備の推進【重点施策 8-16 担当：庶務課】

市内の学校施設は耐震化の取組は終了しましたが、施設そのものの老朽化が進んでいます。

今後の学校施設の在り方を視野に入れた学校施設の計画的・長期的な方針を検討し、学校施設の長寿命化を含めた整備計画を策定します。

また、計画を実施する間、子供たちの安全・安心な学校生活のため、必要な改修及び修繕を行いながら施設を維持していきます。

<到達目標>

- ・ 学校施設の計画的・長期的な方針の検討
- ・ 学校施設の長寿命化を含めた整備計画の策定
- ・ 老朽化も踏まえた計画的な学校施設の改修

<到達手段>

- ① 計画的・長期的な方針に基づく、長寿命化を含めた学校施設整備計画の策定
- ② 非構造部材整備事業
- ③ トイレ整備事業

<年度別計画>

到達手段No.	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
①	検討	→	→	策定着手	策定
②	4校実施	4校実施	6校実施 (実施終了)		
③	1校実施	1校実施	1校実施	1校実施	1校実施

<成果指標>

- ・ 年度別計画の進捗状況

【非構造部材整備事業とは】

学校施設の窓ガラスなどの部材（建物を支える骨組以外の部材）の耐震化を行う事業

第Ⅳ章 参考資料

- (1) 小金井市教育委員会の教育目標
- (2) 小金井市教育委員会の基本方針
- (3) プラン策定経過
- (4) 小金井市教育プラン検討会議設置要綱
- (5) パブリックコメント実施概要

(1) 小金井市教育委員会の教育目標

小金井市教育委員会は、子供たちが幅広い知識と教養を身に付けるとともに、道徳心にあふれ、健康で人間性豊かに成長することを願う。

- 自他の生命と人格を尊重し、礼儀正しく思いやりのある人
- 社会のルールを身に付け、社会貢献に努める人
- 自ら学び考え続ける、個性と創造力豊かな人

の育成に向けた教育を推進する。

また、すべての市民が生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合い、互いに高め合うことを目指していく。

そして、家庭、学校及び地域のそれぞれが役割と責任を果たしながら、相互の連携と協力による教育を推進する。

(平成20年1月24日 小金井市教育委員会決定)

(2) 小金井市教育委員会の基本方針

【基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成】

すべての子供たちが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神をはぐくむことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、公共心をもち自立した個人を育てる教育を推進する。

【基本方針2 「個性」と「創造力」の伸長】

国際社会に生き社会の変化に対応できるよう、子供たち一人一人の豊かな人間性を育成することが求められる。

そのために、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を重視するとともに、国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進する。

【基本方針3 「信頼される学校づくり」と「確かな学力」の確立】

子供たちに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得とともに、思考力・判断力・表現力等を育成することが求められる。

そのために、教員の授業力向上を図るとともに、保護者や地域に信頼される魅力ある学校づくりを目指した学校経営を支援する。

【基本方針4 「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興】

市民一人一人が生涯にわたって学び、その成果を社会に還元できるようにするとともに、次代を担う子供たちの健やかな成長を社会全体で支えることが求められる。

そのために、学校・家庭・地域の教育力を高め、その連携が進むよう支援するとともに、市民が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(平成24年2月14日 小金井市教育委員会決定)

(3) プランの策定経過

平成27年	
9月 2日	プラン策定準備会を開催
11日	プラン策定準備会を開催
17日	プラン策定準備会を開催
10月 6日	第1回小金井市教育プラン検討会議を開催 明日の小金井教育プラン策定方針について
19日	第2回小金井市教育プラン検討会議を開催 素案（案）に関する検討
26日	第3回小金井市教育プラン検討会議を開催 小金井らしさの醸成について 成果指標について 計画欄の記載について 素案（案）に関する検討
11月26日	第4回小金井市教育プラン検討会議を開催 総合教育会議及び教育大綱との関係について 計画策定の主旨について プラン策定以後の時点修正について 年度別計画欄の記載について
12月 1日	第11回小金井市教育委員会定例会にて協議
12月22日	第5回小金井市教育プラン検討会議を開催 素案（案）に関する検討 検討期間が2～4年の重点施策について 用語の補足説明について プランの位置づけについて
平成28年	
1月12日	第1回小金井市教育委員会定例会にて協議
3月14日	第6回小金井市教育プラン検討会議を開催 素案（案）に関する検討 校長会への周知について
3月29日	第3回小金井市教育委員会定例会にて策定

(4) 小金井市教育プラン検討会議設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく小金井市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画（以下「教育プラン」という。）を策定するため、小金井市教育プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行う。

- (1) 教育プランの素案の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育プランの策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学校教育部長
- (2) 校長（小学校1人、中学校1人）
- (3) 副校長（小学校1人、中学校1人）
- (4) 主幹教諭（小学校1人、中学校1人）
- (5) 庶務課長
- (6) 学務課長
- (7) 指導室長

2 検討会議に会長を置き、学校教育部長をもって充てる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者が、その職務を代理する。

(招集等)

第4条 検討会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、関係部課等の職員に対し、会議への出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、学校教育部庶務課及び指導室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

(5)小金井市教育プラン検討会議委員名簿

(敬省略)

学校教育部長	○川 合 修
小金井第一小学校長	今 城 徹
南中学校長	富士道 正尋
小金井第二小学校 副校長	加 藤 治 紀
小金井第一中学校 副校長	植 木 俊 孝
小金井第三小学校 主幹教諭	田 村 忍
東中学校 主幹教諭	鈴 木 はるみ
庶務課長	河 田 京 子
学務課長	鈴 木 剛
指導室長	小 林 正 隆

任期：平成27年10月～平成28年3月

○：会長

(6) パブリックコメント実施概要

- ① 対 象 市内に在住・在勤・在学する方、市内に事務所や事業所を有する法人またはその他の団体
- ② 意見募集期間 平成28年1月15日（金）～2月14日（日）
- ③ 配布場所等 プラン（案）は、庶務課（市役所第二庁舎7階）、広報秘書課広聴係（市役所第二庁舎1階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、栗山公園健康運動センター、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で配布、その他市報1月15日号、市ホームページに掲載
- ④ 意見提出方法 直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

⑤ 意見の提出状況

・提出人数

区 分	直接持参	郵 送	ファクス	電子メール	計
個 人	0人	0人	1人	0人	1人
団 体	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	1人	0人	1人

・ 延べ意見数 3件

⑥ 第2次明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果について

番号	ページ・項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	重点施策1-2 「学校における個別学習支援の充実」	<p>放課後の生徒の学習場所の確保につき取り組む必要があると思いますので、本項目の＜到達目標＞に、「放課後及び学校休業日における学習場所の提供確保」を追加してください。</p> <p>この意見の背景には、生徒が公民館（特に公民館貫井北分室）の学習室をよく利用している現実があります。学習意欲が見られることは実に嬉しいことですが、所在位置と広さの制約で利用できない生徒がいるようですので、公平な学習場所の提供と</p>	<p>到達目標についてのご指摘ですが、重点施策1-2の目標は、児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、教員や外部人材等による補足的な学習を通して、個別の学習支援の機会を充実させることを目標としております。</p> <p>「放課後及び学校休業日における学習場所の提供確保」につきましては、家庭学習における</p>

		<p>いう面からの適切な支援・対応も重要と考えるからです。</p> <p>また、その公民館貫井北分室1階の図書館貫井北分室にある閲覧者用机31席は、学校の試験前や休日には満席の過半数を試験勉強や宿題をする生徒が占めて、私のような一般利用者が利用できず支障をきたしています。（一度現場をご覧ください。）この現象は近隣他市でも見られて難儀しているとのことですが、この問題も合わせて解決できるでしょうから、学校教育の充実という観点から「学習場所の提供確保」に前向きに取り組んでください。</p>	<p>観点から必要なことと認識しております。しかし、この項目が「学校における」と限定されておりますので、今回はご意見として頂戴いたします。</p> <p>一般利用者の利便性につきましては、担当部署である公民館、図書館に情報提供いたします。</p>
2	重点施策 1-3 「家庭学習の充実」	<p>家庭学習の充実を図る上では、広く社会の状況や問題を父親・母親が理解できるよう支援することも欠かせないため、社会教育活動（と学校教育活動）との連携について＜到達手段＞の中で明記してください。</p> <p>例えば【重点施策】の2-8、2-9、3-10に関しては、進行中の社会問題が様々に多く、それぞれの確に理解していないと家庭で子供を指導することができません。この場合、教師の方々に対して社会教育に長けた方々の協力が不可欠でしょう。</p>	<p>本プランの対象は小金井市の学校教育に限定しており、社会教育がかかわる生涯学習分野については、個別の計画が策定されていることから本プランの対象となっておりません。</p> <p>ご指摘いただいた、到達手段の中に学校教育と社会教育の連携を明記してみてものご意見については、現在までも学校教育と社会教育は必要に応じて連携し、学校教育の充実に努めてきました。そのためご指摘の内容は、本重点施策、また関連するその他の施策においても含まれているものとして考えております。</p> <p>いただいたご意見については、家庭学習の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>
3	重点施策 2-5	<p>全体的に今回の「第2次明日の小金井教</p>	<p>ご指摘いただいたように、グ</p>

<p>「人権教育の充実」 重点施策 2-6 「豊かな心の育成」</p>	<p>育プラン（案）」では、国際的視野を持つ子供を育てるという視点が明記、言及されていません。この理由は不明ですが、今の時代に小さい時から国際感覚を養うことを主たる目標の一つに挙げることは不可欠でしょう。</p> <p>これに鑑み、最低限の対応として、「人権」について触れられている重点施策 2-5と 2-6 の柱書や＜到達目標＞の中に、「国際的に共存し…」とか、「平和で豊かな国際社会を実現する…」とか、「教職員の国際的人権感覚の向上」とか、「国際的な視野から他人を思いやる…」と言った文言・趣旨で記載してください。これは日本政府が国際連合で過去数十年にわたり積極的に人権に基づく開発支援を続け人間の安全保障を推進してきていることとも符合します。</p> <p>もちろん、当案の 2 頁から 6 頁のどこかに総論的に記載できればなお分かりよいでしょう。</p>	<p>ローバル化が進展する昨今、児童・生徒が国際社会の中で主体的に行動するために必要な態度、能力を育成することは大切なことです。</p> <p>小金井市教育委員会では、基本方針 2 「個性」と「創造力」の伸長の中で「国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進すること」を掲げ、教育施策では、伝統文化理解教育、オリンピック・パラリンピック教育への取組を示し、国際親善、国際理解教育に取り組んでおります。これらの取組は、今後も教育委員会として推進していく予定であるため、第 2 次明日の小金井教育プランの中にはあえて記載しておりません。</p> <p>いただいたご意見については、これらの取組の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>
---	---	---

第2次明日の小金井教育プラン

発行：編集 小金井市教育委員会学校教育部庶務課・指導室

〒184-8504 東京都小金井市前原町三丁目 41-15 第二庁舎 7階

電話 042-387-9872（ダイヤルイン）

プランの前文は小金井市HP（<http://www.city.koganei.lg.jp/>）でご覧いただけます。